

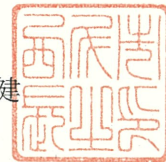
西尾市公告第 242 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の規定により、送達を受けるべき者を次のように公告する。

なお、送達すべき書類は西尾市総務部税務課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申し出により交付する。

令和8年6月10日

西尾市長 中村 健



1 送達すべき書類

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額変更通知書

2 送達日

令和8年6月18日に送達があったものとみなす

3 送達を受けるべき者

番号	氏名（名称）
1	HOANG THI YEN
2	DAMAHAD SORRAWUT
3	以下余白
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	